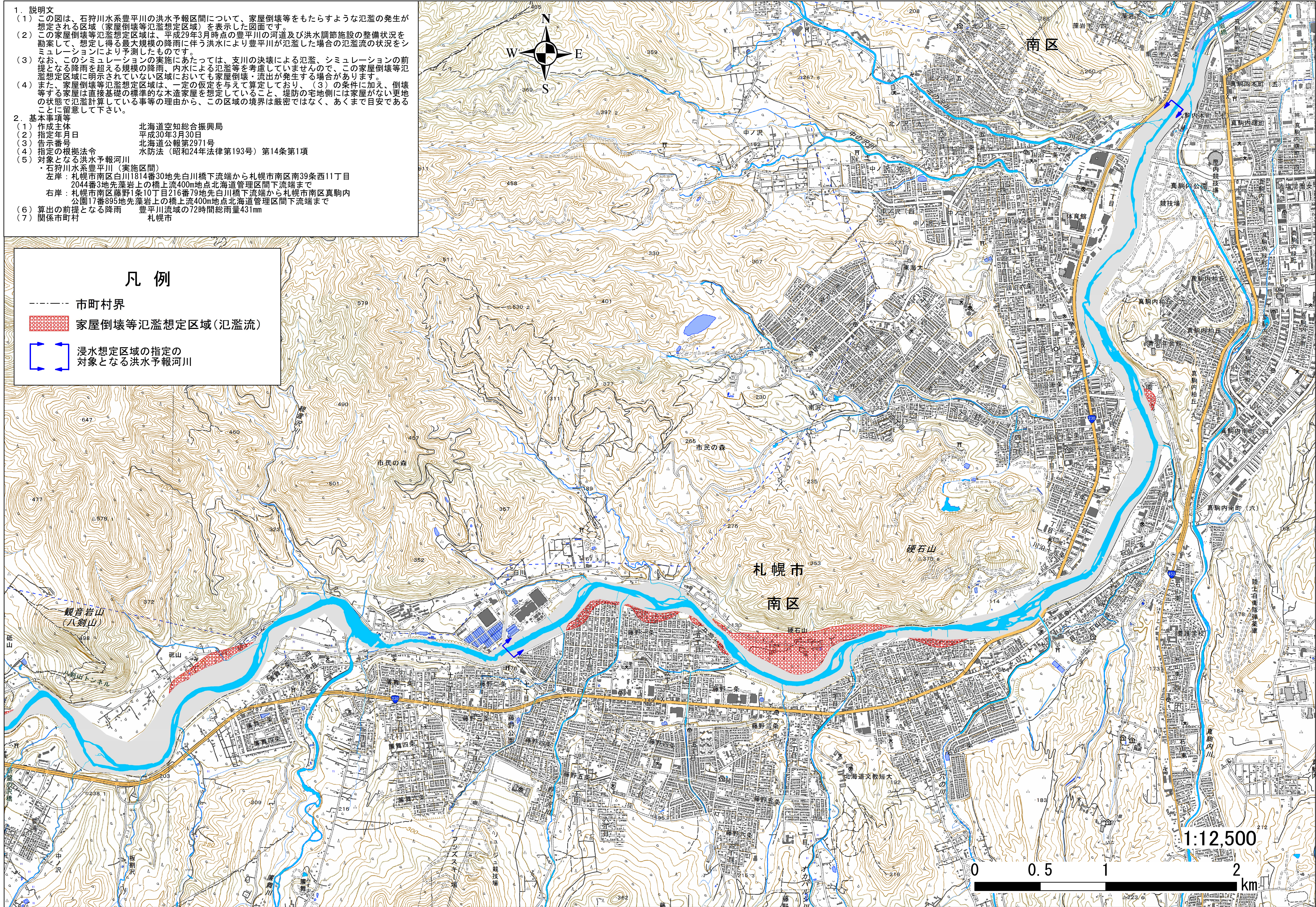


石狩川水系豊平川 洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))(1/2)

1. 説明文
 - (1) この図は、石狩川水系豊平川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成29年3月時点の豊平川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により豊平川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
 - (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
2. 基本事項等
 - (1) 作成主体 北海道空知総合振興局
 - (2) 指定年月日 平成30年3月30日
 - (3) 告示番号 北海道公報第2971号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
 - (5) 対象となる洪水予報河川
・石狩川水系豊平川(実施区間)
左岸: 札幌市南区白川1814番30地先白川橋下流端から札幌市南区南39条西11丁目2044番3地先藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
右岸: 札幌市南区藤野1条10丁目216番79地先白川橋下流端から札幌市南区真駒内公園17番895地先藻岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
 - (6) 算出の前提となる降雨 豊平川流域の72時間総雨量431mm
 - (7) 関係市町村 札幌市

凡 例

- 市町村界
-  家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
-  浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川



石狩川水系豊平川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫危険区域図（氾濫流））（2/2）

1. 説明文
- (1)

この図は、石狩川水系豊平川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
- (2)

この家屋倒壊等氾濫想定区域は、平成29年3月時点の豊平川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により豊平川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3)

なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出が発生する場合があります。
- (4)

また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、（3）の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算している事等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。
2. 基本事項等
- (1)

作成主体

北海道空知総合振興局
- (2)

指定年月日

平成30年3月30日
- (3)

告示番号

北海道公報第2971号
- (4)

指定の根拠法令

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
- (5)

対象となる洪水予報河川

・石狩川水系豊平川（実施区間）
左岸：札幌市南区白川1814番30地先白川橋下流端から札幌市南区南39条西11丁目2044番3地先薄岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
右岸：札幌市南区藤野1条10丁目216番79地先白川橋下流端から札幌市南区真駒内公園17番895地先薄岩上の橋上流400m地点北海道管理区間下流端まで
- (6)

算出の前提となる降雨

豊平川流域の72時間総雨量431mm
- (7)

関係市町村

札幌市

凡 例

市町村界

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川

